

# 「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」では、 県や市町村、県民、事業者などの役割を規定し、飲酒運転の撲滅に一体となって取り組むこととしています。

## 【県民の役割】

- 飲酒運転をしない、させないという強い自覚を持ち、家庭や地域において飲酒運転の撲滅に自主的に取り組むこと
- 県及び市町村の行う飲酒運転撲滅のための取組に協力すること

## 【事業者の役割】

- 従業員に対する飲酒運転撲滅のための教育、指導などを徹底すること
- 県及び市町村の行う飲酒運転撲滅のための取組に協力すること

### 特定事業者の努力義務

| 事業者の区分   | 努力義務の内容                                |
|--|--|
| 自動車等を運行することを主たる事業とする事業者<br>(バス事業者、タクシー事業者、運送事業者など) | 自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認すること     |
| 酒類を取り扱う事業者<br>(飲食店経営者、酒屋経営者など)<br>駐車場経営者           | 利用者に見えやすい場所への飲酒運転撲滅を呼びかける文書等の掲示などを行うこと |
| 飲酒運転を防止する手だてとなり得る事業者<br>(タクシー事業者、運転代行業者など)         | 自らの事業の利用のための広報の充実などを行うこと               |

飲酒運転のない  
安全で安心な  
県民生活を  
目指します

**飲酒運転を  
しない！  
させない！  
許さない！**

## 【公職にある者の率先垂範】

- 自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚
  - 飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意で、飲酒運転撲滅を率先
- ※公職にある者とは、知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議員など

## 【県の責務】

飲酒運転撲滅のための施策を総合的・体系的に推進

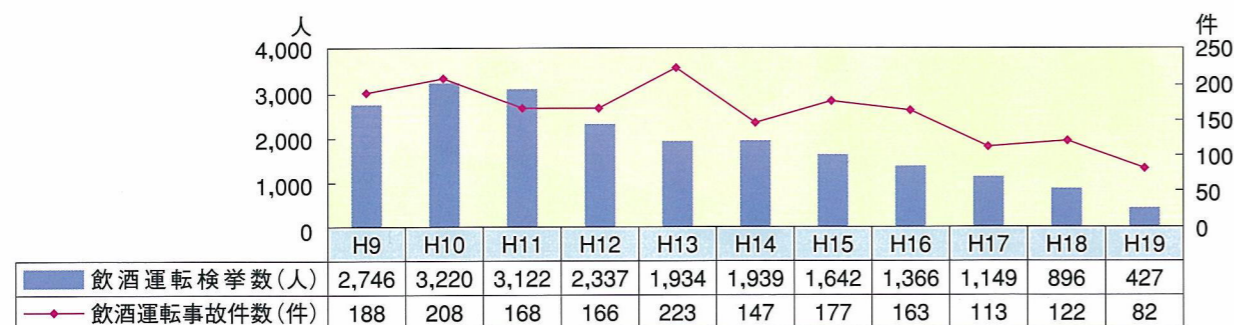
## 【行政の役割】

- 県**
- 検挙者数など飲酒運転撲滅のため情報を積極的に提供
  - 飲酒運転の再発防止のための指導、教育の実施
  - 飲酒運転による交通事故被害者などからの相談への対応
- 連携**
- 市町村**
- 家庭や地域における飲酒運転撲滅の取組を促進
  - 当該市町村の実情に応じた飲酒運転撲滅の施策を実施

## ◆県内の飲酒運転検挙数及び飲酒運転事故件数の状況

県内における飲酒運転の過去10年の検挙数は、平成10年の3,220人をピークに、減少傾向にあります。飲酒運転や飲酒運転に伴う交通事故は、後を絶ちません。県民みんなで、飲酒運転の撲滅により一層取り組む必要があります。

山形県内の飲酒運転検挙数と飲酒運転事故件数の推移



## ◆飲酒運転に対する罰則(道路交通法)が強化されています。

**酒酔い運転**  
(酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態)で車両等を運転)

5年以下の懲役  
又は  
100万円以下の罰金



**酒気帯び運転**  
(アルコールの程度が、血液1mlにつき0.3mg以上又は呼気1ℓにつき0.15mg以上で車両等を運転)

3年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金



上記の他、飲酒運転することを知りながら車両を提供した者や飲酒運転していることを知りながら同乗した者もほぼ同様に罰せられます。